

正本



審査請求書（下水道使用料督促状 10）

平成 28 年 5 月 2 日(月)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷由貴
代理人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 弘前市春日町 29-1 レフィナードコート 102 号

氏 名 三国谷由貴

年 齢 32 歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成 28 年 4 月 18 日付け下水道使用料督促状(平成 * * 年 * * 月分)(以下「本件督促状」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 28 年 4 月 19 日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

(1) 青森市は「税外諸歳入金に係る督促状の当たっては経費が発生するが、この経費は当然その発生の責めを負うべき滞納者から徴収するべきである。」と主張しているにも関わらず、下水道使用料については督促手数料を無料とした。下水道使用料督促状の発行には 70.6 円の経費が掛かっているにも関わらず、企業局長は「青森市下水道条例」には下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないと書かれているから徴収しないと主張しているが、これは実費徴収を原則とする下水道使用料督促手数料の考え方に対し違法、不当であり、本件処分は取り消されるべきものである。

(2) もし、条例が間違っていたとしても条例通りに運用しなければならないものであるならば、企業局長はその条例を改正するよう青森市長に働きかけなければならない。今のままだと事務委任を受けて下水道使用料督促状を発行している企業局水道部が、下水道使用料を負担するという理不尽が継続することになる。

(3) 現状は下水道使用料を滞納する者が得をする制度(督促手数料は徴収さず、下水道使用料 2 千円未満の場合は永久に延滞金が課されないので、差押えされるまで支払わない方が得である。)になっており、著しく公平さを欠く悪しき制度となっている。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

~~代理人による~~
意見陳述は希望しません。

8. 代理人

住 所 青森市桜川 4-8-2

氏 名 三国谷清一



諮詢第30号参考資料

審査庁である市長の見解

1 本件処分の内容

平成28年3月(日割)分(平成28年2月20日～平成28年3月11日)の下水道使用料に係る督促処分

2 審査庁である市長の見解

別紙のとおりなされた審査請求については、次の審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法又は不当な点は認められないため、棄却すべきものと考える。

審理員意見書

平成 28 年 10 月 17 日

青森市長 鹿内 博 殿

審理員 相馬 紳一郎



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 三国谷由貴（代理人 三国谷 清一）が平成 28 年 5 月 2 日に提起した処分庁 青森市公営企業管理者企業局長による下水道使用料督促処分〔平成**年**月分（平成 28 年 2 月 20 日から平成 28 年 3 月 11 日まで）〕に対する審査請求（平成 28 審査請求第 4 号）の裁決に関する意見を提出する。

第 1 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が平成 28 年 2 月 20 日から平成 28 年 3 月 11 日までの期間において排除した汚水の量等をもとに算定した下水道使用料の額等を記載した審査請求人宛の下水道使用料納入通知書（以下「納入通知書」という。）を、納入期限を平成 28 年 3 月 30 日として平成 28 年 3 月 16 日に下水道の中止の届出時に指定されていた送付先に郵送した。
- 2 この納入通知書に記載した納入期限から相応の期間が経過した平成 28 年 4 月 18 日時点において納入通知書に記載した下水道使用料が完納されなかつたため、処分庁は、収納が確認されていない旨等を記載した審査請求人宛の下水道使用料督促状（以下「本件督促状」という。）を、納入期限を平成 28 年 4 月 27 日として平成 28 年 4 月 18 日に下水道の中止の届出時に指定されていた送付先に郵送した。
- 3 審査請求人は、平成 28 年 5 月 2 日、青森市長に対し、本件督促状による処分の取消しを求める審査請求をした。

第 2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（代理人）の主張

審査請求人（代理人）の主張は、下水道使用料督促状の発行には 70.6 円の経費が掛かっているにも関わらず、企業局長は「青森市下水道条例」には下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないと書かれているから徴収しないと主張しているが、これは実費徴収を原則とする下水道使用料督促手数料の考え方方に反し違法、不当であるとして、その取消しを求める、というものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条（企業局長への委任）の規定により、「下水道使用料の徴収（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項から第 4 項の規定による

手数料及び滞納金並びに滞納処分に関する事務を除く。) 及び還付に関する事務」を受任しており、本件督促状による処分は、地方自治法第231条の3(督促、滞納処分等)及び青森市下水道条例第30条の2(督促)の規定を踏まえて行った処分であり、何ら違法又は不当な点は存在しない旨主張している。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 青森市事務の委任及び補助執行に関する規則(平成17年規則第13号。以下「規則」という。)第6条では、下水道使用料の徴収(地方自治法第231条の3第2項から第4項までの規定による手数料及び滞納金並びに滞納処分に関する事務を除く。)及び還付に関する事務を企業局長に委任する旨規定している。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第1項では、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない旨規定されている。
- (3) また、法第231条の3第2項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び滞納金を徴収することができる旨規定されている。
- (4) 青森市においては、青森市下水道条例(平成17年条例第201号)第30条の2第3項で、督促手数料は、これを徴収しない旨規定している。

2 本件督促状による処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件督促状による処分については、規則第6条の規定に基づき、事務委任を受けた企業局長が行ったものである。

また、青森市下水道条例第30条の2第1項及び第2項では、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならないとされており、また、督促状にはその発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定しなければならないとされているが、本件督促状による処分は、当該規定に基づき行われたものである。

したがって、本件督促状による処分については、関係法令を遵守して適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

- (2) 審査請求人(代理人)は、下水道使用料に係る督促手数料を徴収しないことは、実費徴収を原則とする下水道使用料督促手数料の考え方に対する違法、不當であると主張している。

しかし、法第231条の3第2項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び滞納金を徴収することができる旨規定されており、督促手数料を徴収するか否かは、普通地方公共団体の裁量に委ねられており、青森市下水道条例第30条の2第3項では督促手数料を徴収しない旨規定している。

したがって、審査請求人(代理人)の主張は、本件督促状による処分の取消しを求める

理由としては採用することはできない。

- (3) また、審査請求人（代理人）は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件督促状による処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。